

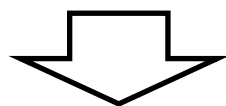
# 異常気象分析検討会／作業部会運営要領改正のポイント

## ○運営主体に係る改正

- 作業部会委員の委嘱者 (長官→地球環境・海洋部長)
- 作業部会の招集者 (部会長→地球環境・海洋部長)
- 細目的事項の制定者 (会長／部会長→地球環境・海洋部長)

## ○条文の構成・用語等に係る改正

- 作業部会に係る条文は作業部会運営要領に集約
- 条文の記載位置の整理
- その他、用語・用字の修正



今後、会長・作業部会長と事務局で調整して具体的な改正条文案を作成し、メール等で委員からご意見を頂くこととする。

# 異常気象分析検討会運営要領

平成 19 年 6 月 25 日 気候第 15 号

(改正) 平成 28 年 3 月 28 日 気候第 48 号

気象庁は、異常気象がもたらす社会経済の損失を軽減するため、大学や研究機関等の専門家の協力を得て異常気象の発生要因等に関する情報を迅速に公表することとしており、この業務を円滑に遂行するため、下記により異常気象分析検討会を設置する。

## 記

### (任務)

1 異常気象分析検討会(以下、検討会)の任務は、次の通りとする。

(1) 異常気象に関する気候学的な分析及び調査の実施

(2) 気象庁が発表する異常気象の発生要因等に関する情報への助言

(3) 異常気象に関する気候学的な研究成果の気象庁での活用に関する提言

(活動成果のとりまとめ)

2 検討会で行った活動の成果は、必要の都度、検討会が取りまとめるとともに、社会への還元を図る。

### (会長等)

3 検討会は、大学や研究機関等の専門家を委員として、15名以内で構成する。

4 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 検討会に会長代理を置き、会長が委員から指名する。

6 検討会の運営上必要があると認めるときは、会長は委員以外の者を参加させることができる。

### (部会)

7 検討会に専門的事項を調査・検討する部会を必要に応じ置くことができる。

8 部会は大学や研究機関等の専門家を専門委員として、20名以内で構成する。

9 部会の構成は、会長が検討会に諮って定める。

### (委嘱)

10 委員・専門委員は気象庁長官が委嘱する。

### (任期)

11 委員・専門委員の任期は、原則として2年を超えないものとする。ただし、再任は妨げない。

### (招集)

12 検討会は、必要に応じて会長の要請に基づき地球環境・海洋部長が招集する。

### (庶務)

13 検討会の庶務は、気象庁地球環境・海洋部気候情報課において処理する。

### (細目的事項)

14 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

# 異常気象分析作業部会運営要領

平成 19 年 8 月 30 日 気候第 31 号

異常気象分析検討会の活動を助けるため、異常気象分析作業部会（以下「部会」という。）を設置し、異常気象に関する気候学的要因分析に要する解析技術について調査・検討を行うとともに、異常気象分析検討会において用いる資料の作成を支援する。

## 記

### （任務）

- 1 部会の任務は、下記の通りとする。
  - （1）異常気象の気候学的要因分析に必要な解析技術に関する調査・検討。
  - （2）異常気象検討会において用いる資料の作成支援。

### （活動成果のとりまとめ）

- 2 部会で行った活動の成果は、異常気象分析検討会に報告するとともに、必要の都度とりまとめ、積極的に社会への還元を図る。

### （部会長等）

- 3 部会は大学や研究機関等の専門家による専門委員で構成する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は異常気象分析検討会会長が指名する。
- 6 部会の運営上必要があると認めるときは、部会長は専門委員以外のものを参加させることができる。

### （招集）

- 7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

### （庶務）

- 8 部会の庶務は、気象庁地球環境・海洋部気候情報課において処理する。

### （細目的事項）

- 9 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会にはかって定める。